

○武雄市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

令和4年6月29日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、全ての子どもが現在及び将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域の子どもたちが安心して過ごせる居場所の開設等を行う団体・グループに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市内に活動の拠点のある団体・グループ（以下「補助団体」という。）で、子どもの居場所づくりとして次条に規定する事業を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自己又は組織の構成員（役員（非常勤を含む。）及びその使用人を含む。）等が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、補助金の対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1の要件をすべて満たす事業とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助団体は、市長が別に定める期日までに、武雄市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体の概要や事業内容が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助団体に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助団体は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、武雄市子どもの居場所づくり支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業の目的に影響を及ぼさない範囲の軽微な変更にあつては、この限りではない。

(実績報告)

第8条 交付の決定を受けた補助団体は、事業完了後30日以内又は申請年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに武雄市子どもの居場所づくり支援事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) 購入した物品が、子どもの居場所で利用していることが分かる資料（写真など）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、当該補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に事前に必要と認めるときは、補助金を概算
払により交付することができる。

3 補助団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、武雄市子どもの居場所づく
り支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し）

第11条 市長は、補助団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全
部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （2） 交付の目的以外に補助金を使用したとき
- （3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- （4） 第7条の規定により、補助事業の廃止の承認を受けたとき
- （5） 規則及びこの要綱の規定に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既
に交付した補助金があるときは、補助団体に当該補助金の全部又は一部を返還させる
ものとする。

（書類の保管）

第13条 補助金の交付を受けた補助団体は、補助事業に係る収支及び支出を明らかに
した帳簿並びに証拠書類を整理し、補助事業の完了後、5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は交付の日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

項目	要件
1 対象事業に関する こと	(1)第1条の趣旨に合致し、次のいずれかに該当する子どもの居場所であること。 ア 学習の場を提供するもの イ 食事の場を提供するもの ウ 遊びの場を提供するもの エ その他子どもの居場所として特に市長が認めるもの
	(2)補助金の交付決定日の属する年度内に事業を開始すること。
2 実施頻度・体制に関する こと	(1)おおむね月1回以上、かつ1回あたり2時間以上実施し、1年以上子どもの居場所を継続して実施する見込みがあること。
	(2)子どもの居場所には必ず責任者を1名配置し、責任者とは別に活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置できる体制とすること。
3 子どもの居場所の実施 に関すること	(1)原則18歳未満の子どもの利用が、おおむね5名以上見込めること。
	(2)広く居場所を必要とする子どもを受け入れ、補助団体が実施する事業を利用する子どもや会員等特定の者に受入を限定しないこと。
	(3)利用料は、無料又は材料費など実費相当額であること。
	(4)福祉的支援が必要な子ども及びその家庭の様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携できること。
4 子どもの安全管理・衛生 管理に関すること	(1)事業の実施中や帰宅時等においては、子どもの安全管理に十分配慮すること。
	(2)食事を提供する場合は、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮し、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、管轄する保健福祉事務所の指導に基づき、所要の衛生管理を行うこと。

	(3)個人のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、個人情報の取扱いに十分に気を付けること。
5 その他要件	(1)子どもの居場所の実施状況を、市の事業やホームページ等で公表することに異議がないこと。
	(2)特定の技能や競技等の向上を目指すものではないこと。
	(3)宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動ではないこと。
	(4)活動内容が公序良俗に反しないこと。
	(5)実施について、地域住民の理解と協力を得られるよう努めること。

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率	補助額
子どもの居場所の開設環境整備に必要な経費のうち、以下に掲げるもの。ただし、従来から子どもの居場所を実施している場合は、補助対象事業の追加又は別校区での新たな居場所開設に必要な経費とする。 ○備品購入費 ○消耗品費（食材、調味料、印刷費を除く） ○設備改修費	10分の10	1補助団体につき10万円を限度とする。